

震災救援所運営管理標準 マニュアル（初動編）

被災状況によっては、救援所運営連絡会委員の誰が救援所にかかけつけることができるかわかりません。また、参集した時点で、既に避難者が救援所に来ていることも想定されます。下記手順に基づき、落ち着いて行動しましょう。

①震災救援所へ参集



参集場所 昇降口前

※参集する際に近所の被害状況（火災、負傷者、道路等の被害状況）を確認します。

②参集した連絡会委員の役割を決める

「避難者対応班」「施設の安全点検班」「総括班」に分かれます。

※事前に決められている、救護・支援部や施設管理部などの所属部に関係なく、参集した委員を各班に振り分けます。

※参集する際に確認した被害状況は、「総括班」にて情報を集約します。

③各班マニュアルを基に活動する

☆避難者対応班（避難者の誘導、受付）

実施項目	該当マニュアル	該当ページ
避難者の誘導	避難者の誘導マニュアル	1
避難者の受付	避難者の受付マニュアル	2

☆施設の安全点検班（救援所施設の安全確認）

実施項目	該当マニュアル	該当ページ
施設の安全点検	施設安全点検マニュアル	5

☆総括班（情報の集約、区本部への連絡、他班との調整）

実施項目	該当マニュアル	該当ページ
情報管理	情報管理マニュアル	13

※傷病者については、「救護マニュアル（P16）」をもとに全員で対応しましょう。

※震災救援所に大規模な火災がせまっている場合は、状況に応じて広域避難場所に避難しましょう。



近隣の広域避難場所 和田堀公園一帯

避難者の誘導マニュアル

校門開放前に避難者が多数集まっている場合が想定されます。救援所運営連絡会委員だけでなく、避難者のなかから協力者を確保し、下記のとおり誘導を行います。

- ①鍵預託者が保持する鍵を用い校門を開放し、避難者を**校庭に誘導**します。
※有人警備の救援所については、警備員協力のもと鍵を開錠します。



開放する校門 昇降口門

避難者への案内文（例）

「今から門を開けます。

まだ、校舎、体育館の安全が確認できていないので、校舎、体育館の中には入れません。

強い余震が発生する可能性もあるので、校庭で待機してください。

安全確認ができましたら改めてご案内します。」

- ②施設の安全点検班より体育館の安全確認の報告を受けたら、避難者を**体育館に誘導**します。誘導の際に、下記の2点を伝えましょう。

- ・誘導した場所から移動をお願いすることがあること（校舎の安全確認後に教室へ移動等）
- ・避難者全員の受付をすること（避難者の受付マニュアル参照）

防災メモ

校庭からの避難誘導、まずは体育館に!!

一箇所に避難者が集まっている方が情報を伝えやすいなどの理由から、最初は避難者を体育館に誘導しましょう。

- ③施設管理部に引き継ぎます。※施設管理部は施設の利用計画に基づき校舎などに避難者を誘導

【鍵預託者について】

学校が無人の時間帯に発災することを想定し、鍵の預託者を事前に決めておくことが必要です。預託者は出来るだけ学校の近隣の方で3～4名程度として、預託する鍵は、門扉、体育館、防災倉庫等、必要最小限とします。

※預託者への鍵は、区防災課で用意します。震災救援所運営連絡会等で複写作成はしないようお願いします。また、預託者が変更となった場合、変更届を提出し、鍵の引渡しを行ってください。

※有人警備の学校については、警備員がいるため、原則鍵預託者の指定はしていません。

	住所	氏名
★ 預託者 1		
預託者 2		
預託者 3		
預託者 4		

避難者の受付マニュアル

避難者全員の受付を行います。避難者の情報は、救援物資を配布する際などに活用します。救援物資の必要数把握のため、在宅避難者※の受付も行います。
 ※在宅避難者とは、自宅や車など震災救援所以外で生活をし、震災救援所の避難者と同様に食糧などの支援が必要な方

1. 受付の設置



受付設置位置 昇降口

※施設管理部 施設の利用指定マニュアル参照

2. 避難者の受付

○受付手順

- ☐ 防災倉庫内の震災救援所運営セットより鉛筆等の事務用品を用意します。
- ☐ 避難者に「避難者登録カード」(P3参照)を配布し、記入をお願いします。
- ☐ 記入が終わった方から受付に提出してもらいます。
- ☐ 避難者登録カード右上の「登録No.」を、受付順に1から番号を振ります。
番号が重複しないように注意しながら、1人に1つの番号を振ります。
- ☐ 登録カードを切り離して「控」を渡します。

※既に体育館に誘導している避難者も全員受付をしてもらいます。



3. 避難者名簿の管理

「避難者登録カード」の情報をデータ入力し、「避難者名簿」を作成します。
 入力、学校のパソコンにて行います。※GISシステムを経由して災対本部に報告

4. その他

震災救援所を退所する人については、「避難者登録カード」「避難者名簿」に退所日を記載し、随時最新の避難者数を把握します。

防災メモ

帰宅困難者についても救援所に来所することありますが、可能な限り対応します。
 (庶務・情報部「帰宅困難者対策マニュアル」参照)

※初動対応がひと段落ついたら、受付は庶務・情報部に引き継ぎます。

避難者登録カード

太枠の中を記入してください。

※救援物資の配布などに使用しますので、出来るだけすべての項目に回答してください。）

登録No. _____

在宅避難の方（救援所ではなく、自宅など救援所以外で生活をし、食糧などの支援が必要な方）は、右記に○をしてください。

①	代 表 者							住 所 電 話	()
	入所日時		月 日 時 分						
②	避難者	氏 名	年齢 (1歳未満は月齢)	性別	たすけあい ネットワーク の登録 有無	退所日	救援所での 食糧等の配布	所 属 自治会 町内会名 等	
					有・無	/	必要 ・ 不要		
					有・無	/	必要 ・ 不要	親族等 連絡先	住 所 氏 電 名 話 ()
					有・無	/	必要 ・ 不要		
					有・無	/	必要 ・ 不要	③ ペットの 同行避難	犬 ・ 猫 ・ その他 () 名前 () 特徴 ()
					有・無	/	必要 ・ 不要		
					有・無	/	必要 ・ 不要		
③	個人情報の 取り扱い	ご親族等に安否をお知らせするため、氏名・年齢・性別・入所日・退所日をマスコミに公表したり、他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、希望しない場合は、○で囲んでください。							
		希望しない							
④	特記事項	*ご家族に、病気や障害など特別の配慮を必要とする人等、注意点があつたらお書きください。 (例 杉並 一郎 耳が聞こえません。情報は、文字で知らせてください。手話ができる方がいると助かります。)							
		* 資格など、協力できることがあれば、氏名と内容を記載してください。 (例 杉並 二郎 介護ヘルパーの資格があります。)							

備考 (救援所運営者のメモ欄)	(避難者が退所した際の退所先など ※本人の同意がある場合)
--------------------	-------------------------------

-----キ リ ト リ-----

(避難者本人の控え)

避難者登録カード（控）

登 録 No.	~
---------	---

登 録 人 数	
---------	--

代 表 者	
-------	--

※裏面の注意事項を確認してください。

(注意事項)

- 震災救援所は共同生活の場です。常に協力し合い、皆が生活しやすい場所にしましょう。
- 身体の調子がわるい時は、すぐに伝えましょう。
- 生活上の悩みや意見は、小さなことでも震災救援所運営連絡会委員に相談してください。
- 災害時要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦など）に配慮しましょう。
- 在宅避難者の食糧の配布も、原則、震災救援所で行います。配布の時間帯については、こまめに震災救援所へ来て確認していただきますよう、お願いします。
- 震災救援所から退所する場合は、必ず震災救援所運営連絡会委員に知らせてください。
※この登録カード（控）を無くさないように持っていてください。

施設安全点検マニュアル

1. 実施方針

震災救援所の点検については、区災対本部の総務部区有施設点検班に所属する職員が行うことになっています。しかし、早急に震災救援所を開設する必要性から、上記の点検実施を待たずに建物の使用の可否を判断しなければならない事態も想定されます。施設の安全点検班にて安全点検する際は、安全を第一に考え、下記のとおり実施します。少しでも危険があると思われる場合は施設を使用せず、区災対本部の判断を仰いでください。

2. 点検担当

点検するにあたっては、なるべく震災救援所運営連絡会委員の人数が揃ってから複数人で実施します。

3. 点検順序

①体育館の安全点検

体育館の安全点検が終わり次第、避難者対応班に結果を報告します。
避難者対応班は、校庭に待機している避難者を体育館に誘導します。

②校舎の安全点検

※校舎、体育館一体型の施設（校舎の上に体育館があるなど）については、
下層の階（校舎）から安全点検を実施します。



安全点検、まずは体育館を!!

一箇所に避難者が集まっている方が情報を伝えやすいなどの理由から、最初は避難者を体育館に誘導をします。まずは、体育館の安全点検をしましょう。

4. 点検方法

各「施設の安全点検チェックリスト」に沿って点検をします。

(P6、P9 参照)



5. 危険箇所

危険箇所には、トラロープ（防災倉庫内の震災救援所セット内にあり）で囲う、「立ち入り禁止」の貼り紙をするなど人が近寄らないように措置します。

窓ガラスの割れについては、可能な限り撤去し、ガムテープなどを用い固め、更に割れ落ちないようにします。

大規模地震の場合は、東京ガスが幹線を閉めますが、念のためガスメーター横のガス栓を閉めてください。

切れた電線は触らないようにし、トラロープ（防災倉庫内の震災救援所セット内にあり）で囲うなど人が近寄らないように措置します。

安全点検チェックリスト【体育館】

実施日時： 月 日 時 分

1. 建物外観の目視

一見して危険と判断できるか

1	建物全体又は一部の崩壊・落階	なし	あり
2	基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ	なし	あり
3	建物全体又は一部の著しい傾斜	なし	あり

ひとつでも「あり」に該当する場合は危険なので体育館には入らない。
点検を終了し、救援隊本隊（災害対策本部）に報告します。

2. 建物外周の点検

建物外周（全周）からの点検

1	隣接建築物が傾き、体育館に倒れ込む危険があるか	なし	あり
2	建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、填砂・液状化が発生しているか	なし	あり
3	建物が沈下しているか、又は建物周囲の地面が沈下しているか	なし	あり
4	建物が傾斜しているか	なし	あり
5	外部の柱や壁に幅2ミリ以上のクラック（亀裂）が多数発生しているか	なし	あり

ひとつでも「あり」に該当する場合は危険なので体育館には入らない。
点検を終了し、救援隊本隊（災害対策本部）に報告します。

3. 建物内部の点検

体育館内に入る時は、外壁タイル・モルタル等の落下に十分に注意してください。

1	床がひどく歪んだり、破損しているか	なし	あり
2	天井や鉄骨のはりが歪んだり、破損しているか	なし	あり
3	コンクリート壁、柱、はりに大きなひび割れ（幅2mm以上）が多く見られるか	なし	あり
4	左右上部の鉄骨筋かいに切断や曲がりがないか	なし	あり
5	照明器具、天井の仕上げ材などの落下の危険	なし	あり

ひとつでも「あり」に該当する場合は使用不可。
点検を終了し、救援隊本隊（災害対策本部）に報告します。

※「体育館の安全確認ポイント」（P7）を参照してください。

※校舎、体育館一体型の施設（校舎の上に体育館があるなど）については、
下層の階（校舎）から安全点検を実施します。

体育館の安全確認ポイント

1. 体育館 共通タイプ

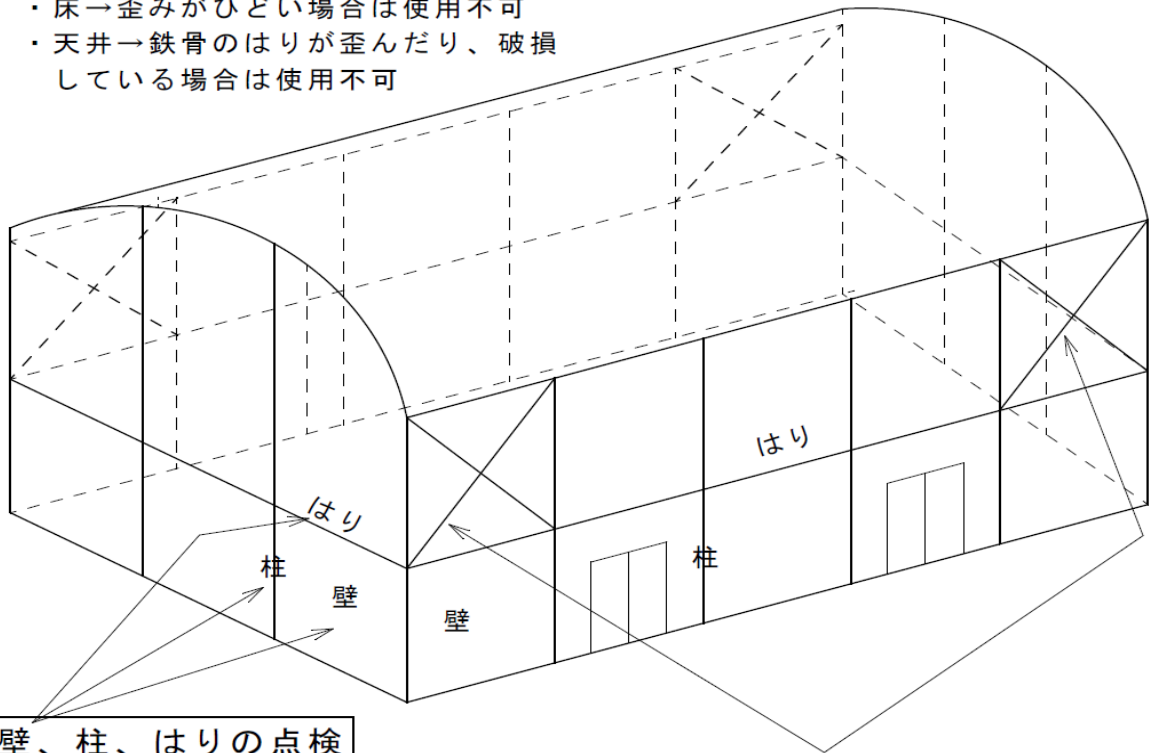
昭和30～40年代に建設された体育館は、概ね共通タイプとなっています。（下図参照）
主な点検箇所と注意事項

① まず外観全体を見て、傾いたり、沈下していないかを確認

- ・ 一見して危険なものや、傾きなどが確認できる場合は使用不可

② 内部の床、天井を点検、歪みなどを確認

- ・ 床→歪みがひどい場合は使用不可
- ・ 天井→鉄骨のはりが歪んだり、破損している場合は使用不可



③ コンクリート壁、柱、はりの点検

- ・ 大きなひび割れ（2mm以上）が多数見られる場合は使用不可

④ 左右2対（4カ所）の筋かいを点検

- ・ 切断や曲がりがないか（通路に登って点検することが望ましい）切断等があった場合は使用不可

⑤ その他、落下物等の点検

- ・ 窓ガラスの割れ（可能な限り撤去し、ガムテープ等で固める）
 - ・ 照明器具、天井仕上げ材、バスケットゴール等の落下
- ※他の構造部材に被害が無ければ使用可能

1-2. 体育館・校舎一体型タイプ

体育館・校舎一体型の場合は、第一に下階部分の点検に実施し、下階部分に被害があった場合は、その時点で使用不可とする。

下階部分が被害がないと判断した時は、上階の点検を行う。
いずれで被害があると判断した時は、建物全体使用不可とする。

2. 個別タイプ

主として昭和50年代以降のものは、各々個別の設計がされており、屋根にプールが乗ったものなどがあります。ここでは代表的な鉄筋コンクリート造を取りあげます。

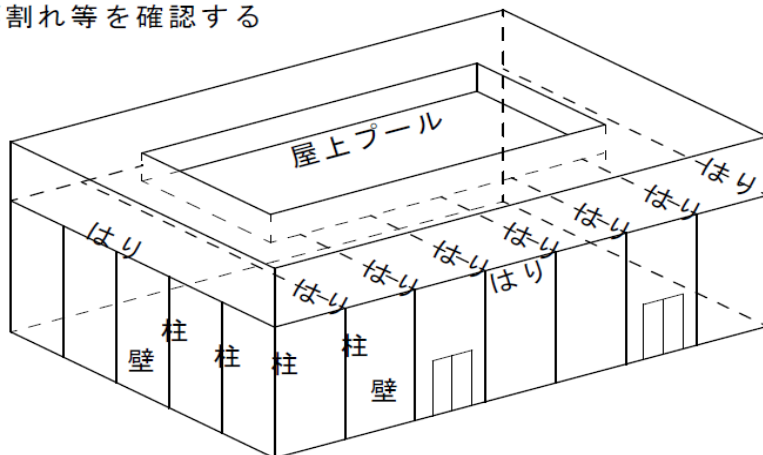
主な点検箇所と注意事項

①まず外観全体を見て、傾いたり、沈下していないかを確認

- ・一見して危険なものや、傾きなどが確認できる場合は使用不可

②内部の床、天井を点検、歪みなどを確認

- ・床→歪みがひどい場合は使用不可
- ・天井→コンクリートのはりが見える場合は③のひび割れ等を確認する

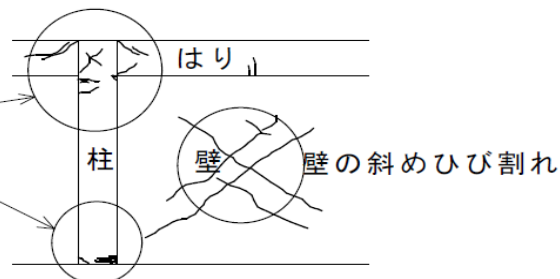


③コンクリート壁、柱、はりの点検

- ・大きなひび割れ（2mm以上）が多数見られる場合は使用不可

※ひび割れが発生しやすい箇所

柱・はりの接する部分近辺



④その他、落下物等の点検

- ・窓ガラスの割れ（可能な限り撤去し、ガムテープ等で固める）
- ・照明器具、天井仕上材、バスケットゴール等の落下、水漏れの有無

※他の構造部材に被害が無ければ使用可能

2-2. 体育館・校舎一体型タイプ

体育館・校舎一体型の場合は、第一に下階部分の点検に実施し、下階部分に被害があった場合は、その時点で使用不可とする。

下階部分が被害がないと判断した時は、上階の点検を行う。いずれで被害があると判断した時は、建物全体使用不可とする。

安全点検チェックリスト【校舎】

実施日時： 月 日 時 分

1. 建物外観の目視

一見して危険と判断できるか

1	建物全体又は一部の崩壊・落階	なし	あり
2	基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ	なし	あり
3	建物全体又は一部の著しい傾斜	なし	あり

ひとつでも「あり」に該当する場合は危険なので校舎には入らない。
点検を終了し、救援隊本隊（災害対策本部）に報告します。

2. 建物外周の点検

建物外周（全周）からの点検

1	隣接建築物が傾き、学校舎に倒れ込む危険があるか	なし	あり
2	建物周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、墳砂・液状化が発生しているか	なし	あり
3	建物が沈下しているか、又は建物周囲の地面が沈下しているか	なし	あり
4	建物が傾斜しているか	なし	あり
5	外部の柱や壁に幅2ミリ以上のクラック（亀裂）が多数発生しているか	なし	あり

ひとつでも「あり」に該当する場合は危険なので校舎には入らない。
点検を終了し、救援隊本隊（災害対策本部）に報告します。

3. 建物内部の点検

校舎内に入る時は、外壁タイル・モルタル等の落下に十分に注意してください。

1	床がひどく歪んだり、破損しているか	なし	あり
2	天井や鉄骨のはり歪んだり、破損しているか	なし	あり
3	コンクリート壁、柱、はりに大きなひび割れ（幅2mm以上）が多く見られるか	なし	あり

ひとつでも「あり」に該当する場合は使用不可。
点検を終了し、救援隊本隊（災害対策本部）に報告します。

※「校舎の安全確認ポイント」（P12）を参照してください。

4. 各部屋等の使用判定

下表の点検ポイントに注意し、使用判定をします。

点検するポイント	確認事項
窓枠の破損	亀裂、ゆがみ、剥落があるか
窓ガラスの破損	破損、飛散していないか
出入口のドア	開閉に問題があるか
電気器具	蛍光灯の破損などがあるか
水道	水漏れがあるか
什器・備品	転倒などしていないか
工作機械・薬品等	危険物の散乱があるか
落下物の有無	照明器具、天井の仕上げ材などの落下の危険がないか

使用判定リスト

発災時は、次ページ作成例の様に点検を行います。損傷の状況を記入する際に、その場所の使用
方法の案等について特記事項に記載していきます。

発災時に備えて、点検を行う部屋等の「位置」「名称」を事前に記入しておきましょう。

A：「使用可能」

使用にあたっての判定

B：「片付け等の措置に時間がかかるが、十分使用可能」

C：「大きな損傷がある等の理由で立入禁止にする。」



位 置	名 称	損傷の状況	特記事項	使用 判定

(作成例)

使用判定リスト

A:「使用可能」

使用にあたっての判定 B:「片付け等の措置に時間がかかるが、十分使用可能」

C:「大きな損傷がある等の理由で立入禁止にする。」

位 置	名 称	損傷の状況	特記事項	使用判定
1 階	職員室	ロッカーの転倒あり	立入禁止 (個人情報が集まっているため)	B
	会議室A	一部窓ガラスの割れあり	震災救援所本部	B
	会議室B	ロッカーの転倒あり	高齢者専用居住スペース	B
	理科室		立入禁止 (危険物があるため)	A
	教室1-A	天井が損傷を受けて落下している。 更なる落下が心配	立入禁止 (判定Cにより)	C
	教室1-B		高齢者専用居住スペース	A
	トイレ	給排水正常		A
	廊 下	一部窓ガラスの割れあり		B
2 階	保健室		応急手当室	B
	放送室		立入禁止 (危険物があるため)	B
	教室2-A		外国人専用スペース	A
	教室2-B	一部窓ガラスの割れあり		B
	教室3-A			A
	教室3-B		乳幼児と家族専用 居住スペース	A
	更衣室		女性専用更衣室	A

校舎の安全確認ポイント

主な点検箇所と注意事項

昭和30～40年代に建設された校舎は、概ね共通タイプとなっています。（下図参照）

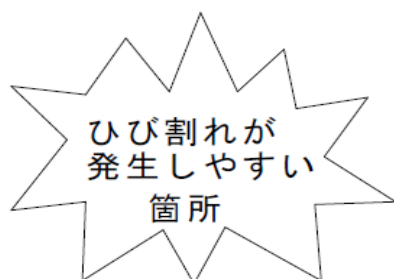
また、共通タイプでないものについても点検箇所は同様ですから、以下を参考にして下さい。

① まず外観全体を見て、傾いたり、沈下していないかを確認

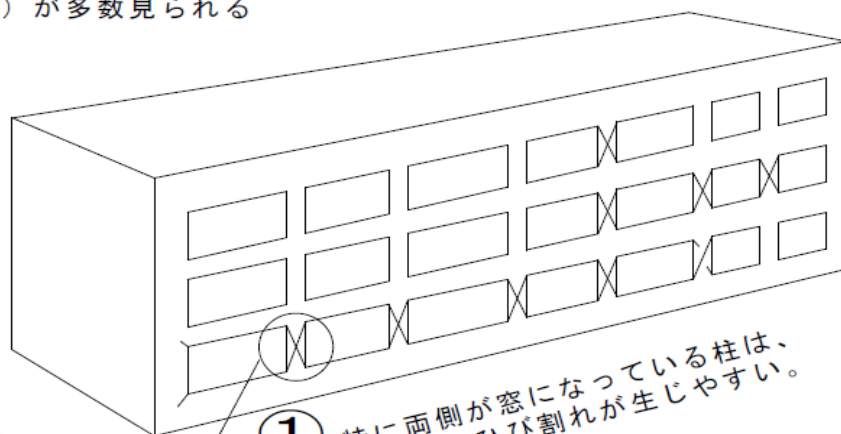
- ・一見して危険なものや、傾きなどが確認できる場合は使用不可

② 柱、はり、コンクリート壁のひび割れ等の確認

- ・柱、はりなどの、コンクリートがはがれているものは使用不可
- ・大きなひび割れ（2mm以上）が多数見られる場合は使用不可

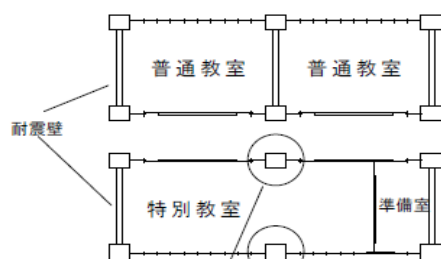
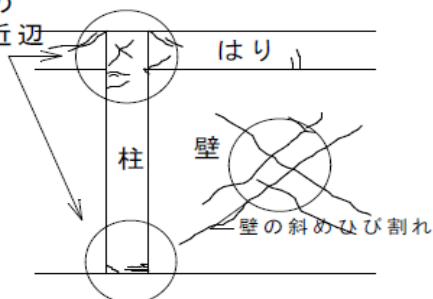


一般的に、被害は1階が大きい。



① 特に両側が窓になっている柱は、×状にひび割れが生じやすい。

② 柱・はりの接する部分近辺



③ 特別教室の壁がついていない柱

③ 落下物等の点検

- ・窓ガラスの割れ（可能な限り撤去し、ガムテープ等で固める）
 - ・照明器具、天井仕上材等の落下
- ※他の構造部材に被害が無ければ使用可能です。

④ ガス栓を閉める

- ・大規模地震の場合は東京ガスが幹線を閉めますが、念のためガスメーター横のガス栓を可能な限り閉めて下さい。

情報管理マニュアル

1. 情報の管理

随時参集する救援所運営連絡会委員から被害状況を確認します。

- ・火災
- ・負傷者
- ・道路（ひび割れ、建物が倒壊して道路を塞ぐ等）
など

2. 被害状況の報告

□ 火災の情報を報告します。

被害が拡大しないよう、まずは火災の情報を迅速に報告します。救援所に配備されているデジタル地域防災無線を用い救援隊本隊あて報告します。（無線機横に配置されている簡易説明書を参照）

※デジタル地域防災無線が不通の場合は、MCA無線機を使用します。



永福和泉救援隊本隊の連絡先

デジタル地域防災無線 206 番

MCA無線 350 番



□ その他被害状況、避難者人数等の報告

デジタル地域防災無線のグループ通信により救援隊本隊に被害状況を報告します。（救援隊本隊から、各救援所あてに無線の連絡が入ります。救援所はそれに応じる方法で、報告を行います。）

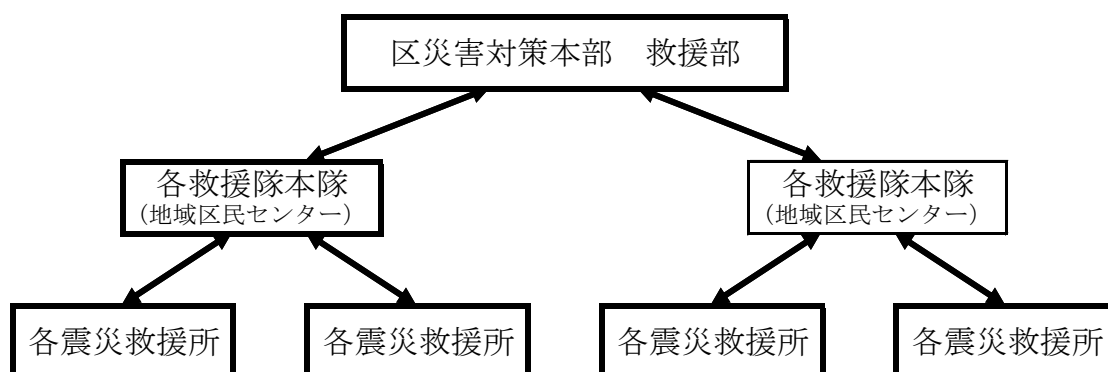
※緊急時は、上記の火災の情報報告と同様、救援所から救援隊本隊あてに通信を行います。

※デジタル地域防災無線が不通の場合は、MCA無線機を使用します。

※ 無線で報告した内容は、必ず情報発信・受信用紙に記載します。（P15参照）

3. 救援隊本隊とは

区災害対策本部は、地域区民センターの管轄エリアを一つの単位として救援隊本隊を設置します。各震災救援所は、各救援隊本隊に救援所の状況を報告します。



情報発信・受信用紙

泉南中震災救援所 第 号 (通し番号)

日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分	担 当	
方 法	無線 ・ 電話 ・ FAX ・ 口頭 ・ 手渡 ・ ()		
□発信先	□ 救援隊本隊 □ 震災救援所 ()		
□受信先	□ その他 ()		
内 容			
処 理			
	時 分 / 無線・電話・FAX・口頭・手渡・ ()		

救護マニュアル

1. 救 護

(1) 負傷者の応急手当

- ☐ 応急手当を行う場所を確保します。



応急手当室 保健室

※必要に応じて応急手当を待つ人々が待機する場所（待合スペース）を確保します。

- ☐ 応急手当を行うための応急救護セットを防災倉庫から取り出します。

※保健室などにあるもので、応急手当に使えるものを確認し、取り出します。

- ☐ 避難者の中に医療に携わったことのある方がいるか確認し、協力を依頼します。

(2) 重傷者の搬送

- ☐ 応急手当では対処できない傷病者について緊急医療救護所に搬送します。

搬送前に救援隊本隊に連絡をとり、緊急医療救護所の開設状況を確認します。

※防災倉庫内に担架などが備蓄されています。

緊急医療救護所	
荻窪病院	今川 3 - 1 - 2 4
河北総合病院	阿佐谷北 1 - 7 - 3
東京衛生病院	天沼 3 - 1 7 - 3
城西病院	上荻 2 - 4 2 - 1 1
山中病院	西荻南 2 - 2 5 - 1 7
清川病院	阿佐谷南 2 - 3 1 - 1 2
浜田山病院	浜田山 4 - 1 - 8
浴風会病院	高井戸西 1 - 1 2 - 1
救世軍ブース記念病院	和田 1 - 4 0 - 5
※佼成病院	和田 2 - 2 5 - 1
※ニューハート・ワタナベ国際病院	浜田山 3 - 1 9 - 1 1

2. 救 助

(1) 消防署等に連絡

(2) 地域の救助活動のサポート

- ☐ 救助用資機材を求めている現場があるか情報の確認します。
- ☐ 防災倉庫から工具等救助用資機材を持ち出します。（バール・担架等）
- ☐ 救援所に避難している者などに協力を呼びかけます。
- ☐ 各自の安全確保を最優先としながら救援活動をサポートします。